

SMBCグループ 環境・社会フレームワーク

前文

1. サステナビリティに関する全体的なスタンス

- (1) SMBCグループ サステナビリティ宣言
- (2) 環境に対する考え方
 - ① 気候変動に対する考え方
 - ② 自然資本に対する考え方
- (3) 人権尊重に対する考え方
- (4) 社会貢献に対する考え方

2. ESG リスクのガバナンス体制・考え方

- (1) ガバナンス体制
- (2) デューデリジェンス
- (3) 支援を禁止する与信
- (4) セクター・事業に対する方針
- (5) 社内研修
- (6) ステークホルダーエンゲージメント

3. サプライチェーンにおけるサステナビリティ

前 文

三井住友フィナンシャルグループ（以下、「当社」、「当社グループ」、もしくはグループを総称して「SMBC グループ」）は、環境・社会に対するアプローチを包括的に示し、持続可能な社会の実現に貢献する姿勢を明確にするため、「SMBC グループ 環境・社会フレームワーク」を制定します。

このフレームワークは、当社グループの環境・社会に関する社内規程を一元化したものであり、経営会議を経て制定・公表しました。内包される個別規程の改廃、サステナビリティ委員会をはじめとする各会議体での審議、外部環境や当社グループの事業活動の変化、内部監査による定期的な（原則、年 1 回以上）レビュー結果などを踏まえ、プロアクティブに見直しを実施します。

なお、本フレームワークで表明しているスタンス・考え方は、SMBC グループ全体としてのものであり、特定のグループ会社等は、本フレームワークをそれぞれのビジネスに応じた形で導入しています。

1. サステナビリティに関する全体的なスタンス

（1） SMBC グループ サステナビリティ宣言

世界が様々な社会課題に直面するなか、持続可能な社会の実現に向けて政官民を挙げた取組が進められています。

こうしたなか SMBC グループは、社会の健全な発展に貢献していく姿勢を明確なものとするため、「社会課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する」という経営理念を設けています。

そして、持続可能な社会の実現を目指すうえでの当社グループの基本姿勢として、「SMBC グループ サステナビリティ宣言」を策定しています。三井、住友にルーツを持つ企業グループとして、先達が重んじたサステナビリティへの意志を受け継ぎ、社会において当社が重点的に取り組む課題を設定のうえ、サステナビリティの実現に向けて行動していきます。

「SMBC グループ サステナビリティ宣言」では、サステナビリティを「現在の世代の誰もが経済的繁栄と幸福を享受できる社会を創り、将来の世代にその社会を受け渡すこと」と定義しています。当社はその実現のため、金融事業を営む者として、お客さまをはじめとするステークホルダーとの対話を重ね、共に行動してまいります。

[SMBCグループ サステナビリティ宣言](#)

(2) 環境に対する考え方

SMBC グループは、社会課題の解決に貢献していくために、「環境」「コミュニティ」「次世代」を重点課題（マテリアリティ）に設定しています。このうち「環境」は、持続可能な社会を目指す上での前提となるものであり、地域・世代を超えた人類共通の財産です。「コミュニティ」も「次世代」も、「環境」を土台として成り立つものです。気候変動をはじめとする様々な環境課題と向き合い、事業を通じて環境課題の解決に貢献することで、将来の世代に豊かな地球を受け継ぐ努力を続けていきます。

SMBC グループでは、地球環境保全および汚染の防止と企業活動との調和に向けて継続的な取組を行うために、「グループ環境方針」を策定しています。当社は、「グループ環境方針」に基づき、「環境ビジネスの推進」「環境リスクへの対応」「環境負荷軽減への取組」を3つの柱に、金融サービスを通じた気候変動への取組を推進しつつ、金融機能を活かした環境負荷軽減を目指しています。

[グループ環境方針](#)

① 気候変動に対する考え方

気候変動への対応は、21世紀におけるグローバルに取り組むべき課題のひとつです。国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の研究（※）では、人間の活動が温暖化の要因であるとされ、今後数十年で地球温暖化ガスの排出量を大幅に削減しない限り、パリ協定の目標達成が極めて困難であることが示されています。こうしたなか、パリ協定の採択以降、世界的に気候変動対策が加速しており、日本政府も2020年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、脱炭素社会の実現を目指すことを公表しています。

SMBC グループは、自らが排出する温室効果ガス（GHG）を2030年にネットゼロとすることに加え、パリ協定の目標に沿って、2050年までに投融資ポートフォリオ全体でもネットゼロを実現することにコミットしています。また、ネットゼロを目指す銀行間の国際的なイニシアティブである Net Zero Banking Alliance（NZBA）に加盟しています。NZBAへの加盟を通して、科学的根拠に基づいたGHG削減目標の策定を進め、脱炭素社会への移行に向けた取組を加速させています。

一方、脱炭素社会を実現する過程では、既存の産業構造の変化により、雇用の喪失やそれに伴う経済的格差など、地域社会への不安要素が顕在化する可能性があります。当社は、社会的影響を把握しつつステークホルダーと丁寧に対話を行うことにより、平等で公正な移行を目指してまいります。

当社は、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同を表明しています。TCFD 提言に沿って開示の高度化を進めつつ、お客さまとともに気候変動に起因する課題の解決に努めてまいります。

※IPCC 第 6 次評価報告書

② 自然資本に対する考え方

自然資本とは、植物や動物、大気や水や土壌などの天然資源を意味します。自然資本の毀損は、サプライチェーンを通して、人間の生活に大きな影響を及ぼします。自然資本の安定は、生物多様性によって支えられており、その喪失は環境や経済、社会に広範な打撃を与えます。生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）の研究（※）では、自然変化を引き起こす要因は加速しており、地球規模で大きな影響を与えていること、社会変革を促進する協調的な努力により、自然保護に関する目標を達成できる可能性があることが示されています。

SMBC グループは、生物多様性を含む自然資本の喪失が、リスクの増加や保有する金融資産の価値毀損など、金融グループとしての幅広い事業活動に潜在的な影響力を有する可能性があると考えています。一方、自然資本の適切な保全は、社会の基盤を強固にすることで、人間の生活を豊かにし、健康を促進することにつながると考えています。

こうしたなか、自然資本に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組みを構築する国際的な組織である「自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）」をサポートするステークホルダー組織である TNFD フォーラムへの参加を通じ、自然に関連した幅広い情報開示を行ってまいります。

SMBC グループは、生物多様性を含む自然資本への影響に鑑み、ラムサール条約指定湿地およびユネスコ指定世界自然遺産に著しく負の影響を与えると認識される新規事業に対して支援を禁止しています。

※IPBES 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書

(3) 人権尊重に対する考え方

人権とは、人間が人間らしく幸せに生きる権利であり、企業は、自らの事業活動がステークホルダーの人権に及ぼす影響を考慮する必要があります。

SMBC グループは、「世界人権宣言」「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」「OECD 他国籍企業行動指針」などの基本原則で示されている人権の尊重に継続的に取り組みます。また、「ビジネスと人権に関する指導原則」に沿って、「人権尊重に係る声明」を制定しています。この声明に基づき、人権への負の影響に対応することで、グローバル企業として期待されている人権尊重責任を果たしてまいります。

当社は、現代奴隷、強制労働、人身売買、児童労働など、あらゆる形態の搾取的労働慣行を SMBC グループの事業及びサプライチェーンから排除することを目指します。そのうえで、自社の事業活動が人権に対して影響を与える可能性があることを理解し、人権面も含めたデューデリジェンスや救済措置に基づいた、サプライチェーンを含む事業活動全体における人権の尊重に取り組みます。人権デューデリジェンスは、「ESG リスクのガバナンス体制・考え方」におけるリスク認識を踏まえ、お客さまとの対話を通して実施します。

[人権尊重に係る声明](#)

(4) 社会貢献に対する考え方

SMBC グループは、社会貢献活動を、「SMBC グループ サステナビリティ宣言」で示される持続可能な社会の実現に向けた当社の基本姿勢を支える基盤と位置付け、「社会貢献方針」を策定しています。

この方針を踏まえ、地域・社会と共生し、社会的責任を果たしてまいります。

[社会貢献方針](#)

2. ESG リスクのガバナンス体制・考え方

(1) ガバナンス体制

SMBC グループは、サステナビリティに関する監督機能として取締役会の内部委員会であるサステナビリティ委員会を、執行機能としてサステナビリティ推進委員会をそれぞれ設置し、環境・社会課題への対応を審議しています。サステナビリティ委員会では、当社グループのサステナビリティ推進施策の進捗に関する事項、サステナビリティを取り巻く国内外の情勢に関する事項、その他サステナビリティに関する重要な事項等について審議され、取締役会への報告・助言が定期的に行われます。サステナビリティ推進委員会では、サステナビリティ企画部が企画・立案したグループ全体のサステナビリティの実現に向けた施策の審議・決定がなされます。

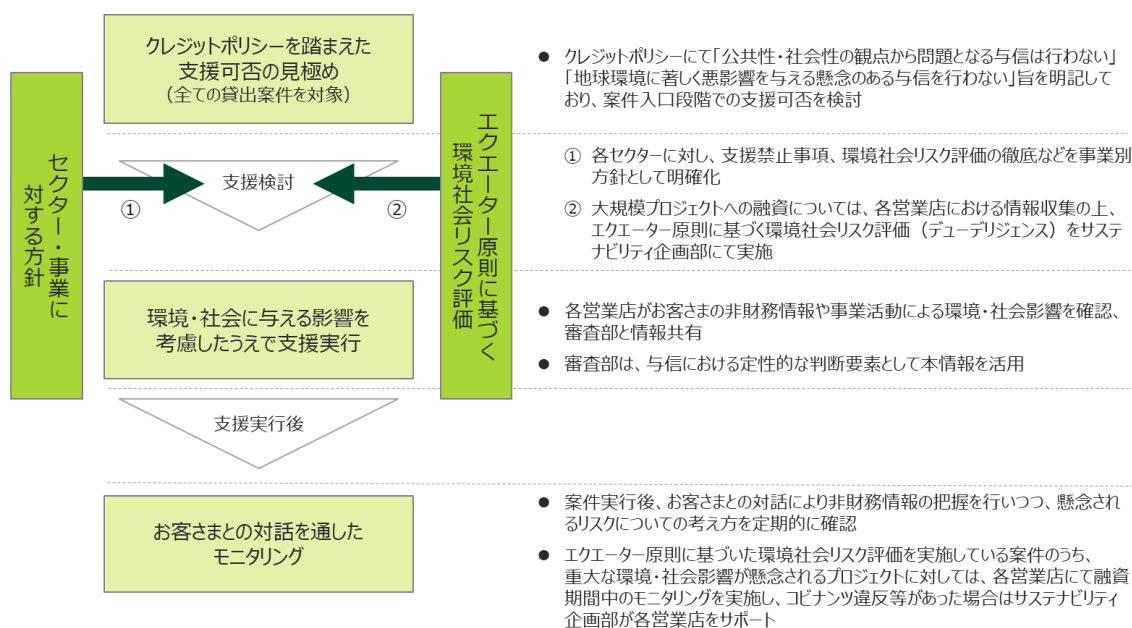
また、取締役会の内部委員会であるリスク委員会では、グループを取り巻く環境やリスクの認識とともにリスクアパタイトの運営に関する事項、リスク管理にかかる運営体制に関する事項、その他リスク管理上重要な事項を審議し、取締役会に助言しています。気候変動問題に関しては、サステナビリティ委員会で気候変動対策全般の方針策定・進捗について審議を行う一方で、リスク委員会では、グループ CRO が気候変動問題に関する環境・リスク認識やリスクアパタイト、気候変動対策におけるリスク管理関連施策の執行状況等について定期的に報告し、審議の上、取締役会に助言を行っています。

なお、環境・社会リスクが大きく、SMBCグループの企業価値棄損や信頼低下につながる可能性が高い個別案件については、複合的なリスク管理の観点から、必要に応じて経営会議役員が参加する会議体において、対応を協議します。

(2) デューデリジェンス

SMBC グループは、当社グループ与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「グループクレジットポリシー」に、公共性・社会性の観点から問題となる与信を行わないという基本原則とともに、地球環境に著しく悪影響を与える懸念のある与信を行わないことを謳っています。

グループの与信業務の中核を担う三井住友銀行では、以下の通り、お客さまの非財務情報の把握による与信への定性的な活用、また個別案件に対する環境社会リスク評価等を通じて、環境・社会リスクを適切に把握し、定期的なモニタリングによる管理を実施します。



・ 非財務情報の把握

三井住友銀行では、お客さまとの対話を通して、財務情報に加え、ESG に代表される非財務情報を把握することにより、お客さまの事業活動による環境や社会への影響を認識しています。環境・社会リスクに影響を与える可能性が高いセクター・事業を対象として、温室効果ガスの排出量や気候変動リスクなどの環境社会リスクへの対応状況を把握し、与信における定性的な判断要素として活用します。これらの非財務情報は、モニタリングを通して定期的に更新されます

この取組を、「エコーエーター原則」に基づく環境社会リスク評価とともに実施することで、より高度かつ広範なデューデリジェンスを実施しています。

非財務情報の収集を通して、ESG リスクに関するお客さまとのエンゲージメントの質を深め、環境・社会への配慮に向けた取組を積極的に支援しつつ、懸念されるリスクについてはお客さまとともに改善に努めてまいります。

・ 環境社会リスク評価

三井住友銀行では、環境・社会に多大な影響を与える可能性がある大規模プロジェクトへの融資においては、民間金融機関の環境・社会配慮基準である「エコーエーター原則」を採択し、サステナビリティ企画部において、デューデリジェンスを通じた環境社会リスク評価を実施しています。

また、プロジェクト事業者に対して、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言への対応や、地域住民等への FPIC（Free, Prior and Informed Consent/自由意

思による、事前の、十分な情報に基づく同意) の尊重など、気候変動や人権をはじめとする環境社会配慮への取組を求めてまいります。

(3) 支援を禁止する与信

グループの与信業務の中核を担う三井住友銀行では、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」に、以下に該当する与信は行わない旨を明記しています。

- 法令等の社会的規範から逸脱する与信
- 公序良俗に反する与信や、環境に著しく悪影響を与える懸念がある与信（※）等、公共性・社会性の観点で問題のある与信

※ラムサール条約指定湿地やユネスコ指定世界自然遺産に著しく負の影響を与える大規模な開発・建設事業や、絶滅危惧種の生息地や原生林・熱帯林を大きく破壊する恐れがあるが適切な環境影響評価や環境管理計画の策定が行われていない大規模な開発・建設事業等への与信

(4) セクター・事業に対する方針

SMBC グループは、環境・社会に影響を与える可能性が高いセクター・事業に対する方針をそれぞれ明確化しています。この方針は、SMBC グループの主要子会社（三井住友銀行、SMBC 信託銀行、三井住友ファイナンス&リース、SMBC 日興証券）において、それぞれのビジネスに沿う形で導入し、更なるリスク管理体制の強化を図ります。

① 石炭火力発電

(方針)

石炭火力発電所の新設および拡張案件への支援は行いません。

また、石炭火力発電事業を主たる事業とする企業のうち、当社グループと与信等の既存の取引が無い企業に対する支援は行いません。

(セクター・事業に対する認識)

お客さまがカーボンニュートラルに伴う長期戦略を策定・公表するなど、気候変動への対応

を進めていくことを期待します。また、脱炭素社会への移行と実現に資するお客さまの取り組みを支援します。

② 水力発電

(方針)

水力発電プロジェクトに資金が向かう案件については、生物多様性や、住民移転の発生による地域コミュニティへの影響などに対する適切な緩和策が行われているかを注視し、融資を検討する際には環境社会リスク評価を実施します。

(セクター・事業に対する認識)

脱炭素社会への移行が進む中、水力発電が電力供給に果たす役割は大きくなります。一方で水力発電の建設に際しては、ダム建設に伴う生物多様性への影響や、住民移転の発生による地域コミュニティへの影響などを考慮することが重要となります。

③ 石油・ガス

(方針)

以下の事業に資金が向かう案件の融資を検討する際には「エクエーター原則」を考慮しながら実施する環境社会リスク評価の適用範囲を拡大し、環境・社会に対するリスクの特定・評価をしたうえで慎重に対応を検討します。

・ オイルサンド

オイルサンド（タールサンド）は炭素強度が比較的高く、開発には大きな環境負荷を伴います。排水による土壌や水質の汚染、森林伐採、生物多様性や先住民コミュニティへの保護への取組などを注視し、融資を検討する際には環境社会リスク評価を実施します。

・ シェールオイル・シェールガス

シェールオイル・ガス開発時には、水圧破碎法の使用による地下水の汚染、地震誘発の影響などが想定されます。これらに対する適切な緩和策が行われているかを注視し、融資を検討する際には環境社会リスク評価を実施します。

・ 北極圏での石油・ガス採掘事業

北極圏（北緯 66 度 33 分の緯線より北の地域）は、希少な生態系を有し、独自の文化を有する先住民が生活する地域です。この地域での採掘事業に対しては、環境への配慮のほか、生物多様性や先住民コミュニティの保護への取組などを注視し、融資を検討する際には環境社会リスク評価を実施します。

- ・ 石油・ガスパイプライン

パイプラインは、敷設時だけでなく完工済であってもオイル漏洩や森林伐採などによる環境影響、先住民コミュニティに対する社会影響が広範な地域にわたって想定されます。これらに対する適切な緩和策が行われているかを注視し、融資を検討する際には環境社会リスク評価を実施します。

（セクター・事業に対する認識）

石油・ガスは今後も重要なエネルギー源であり、脱炭素社会への移行に貢献する事業については積極的に対応を検討しています。一方で、脱炭素社会への移行が進む中、保有する資産の価値が将来的に下落する座礁資産化リスクの考慮や、開発に伴う環境負荷の軽減、開発地域住民への配慮などが重要となります。

④ 炭鉱採掘

（方針）

一般炭採掘事業の新規採掘と拡張案件及び山頂除去採掘（MTR / Mountain Top Removal）方式で行われる事業への支援を行いません。また、これらの事業に紐づくインフラ事業の新規開発及び拡張案件への支援も行いません。なお、上記以外の炭鉱採掘事業に対して融資を検討する際には、「エクイーター原則」を考慮しながら実施する環境社会リスク評価の適用範囲を拡大し、環境・社会に対するリスクの特定・評価に努めます。

また、一般炭採掘事業及びそれに紐づくインフラ開発事業を主たる事業とする企業のうち、当社グループと与信等の既存の取引が無い企業に対する支援は行いません。

（セクター・事業に対する認識）

脱炭素社会への移行に伴う座礁資産化リスクが想定されるほか、炭鉱での違法労働・児童労働撤廃のための人権問題や、採掘に伴う生物多様性への配慮などが重要となります

お客さまがカーボンニュートラルに伴う長期戦略を策定・公表するなど、気候変動への対応

を進めていくことを期待します。また、脱炭素社会への移行と実現に資するお客さまの取組を支援します。

⑤ タバコ製造

(方針)

三井住友銀行では、タバコ製造企業への支援に対しては、健康被害や違法労働・児童労働撤廃のための人権配慮など特有の課題への対応が行われていることなどを確認します。

(セクター・事業に対する認識)

タバコを吸うことは、肺がんや呼吸機能障害などの健康被害を引き起こす可能性があります。また、原料である葉タバコの栽培時においては、違法労働・児童労働撤廃のための人権配慮などが重要となります。

⑥ 自然保護区域

(方針)

ラムサール条約指定湿地およびユネスコ指定世界自然遺産に著しく負の影響を与えると認識される新規事業に対しては支援を行いません。

⑦ パーム油農園開発

(方針)

パーム油農園開発事業に対しては、環境・社会に配慮して生産されたパーム油に与えられる認証である、RSPO (Roundtable on Sustainable Palm Oil) 認証を受けているかどうか確認し、新規農園開発時の森林資源および生物多様性の保全、児童労働などの人権侵害などが行われていないことを確認のうえ支援を行うほか、まだ認証を受けていない取引先については、RSPO 認証の取得推奨、支援を行い、認証の取得計画の提出を求めます。

RSPO 認証の取得予定が無い場合は、取引先に RSPO 認証の取得を奨励した上で、RSPO 認証と同水準の対応を求めます。

なお、取引先に対しては、NDPE (No Deforestation, No Peat, No Exploitation

(森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ)) を遵守する旨の公表を求めた上で、取引先のサプライチェーンにおいても RSPO 認証の取得や、NDPE の遵守がなされるよう、サプライチェーン管理の強化、及びトレーサビリティの向上を奨励してまいります。

⑧ 森林伐採

(方針)

森林伐採を伴う事業に対しては、各国の法規制に則り違法な伐採や火入れ、森林破壊、違法労働が行われていない旨を確認の上、支援を行っています。

その中でも、大規模農園 (※1) 開発事業に対しては、NDPE を遵守する旨の公表を求めてまいります。

※1 1 万 ha 以上を対象とする (例：大豆・天然ゴム・コーヒー等の栽培や、放牧地としての利用等を目的とした事業)

また、高所得 OECD 加盟国以外の国における森林経営事業 (※2) に支援を行う際には、FSC (Forest Stewardship Council) 認証または PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification Scheme) 認証の取得、及び NDPE を遵守する旨の公表を求めてまいります。認証未取得の場合には、認証の取得推奨、支援を行い、認証の取得計画の提出を求めます。なお、取引先のサプライチェーンにおいても認証の取得や、NDPE の遵守がなされるよう、サプライチェーン管理の強化、及びトレーサビリティの向上を奨励してまいります。

※2 森林経営事業とは、森林の育成・管理を行う事業であり、森林の樹木等を収穫・販売することを目的として伐採するもの。樹木等の収穫・販売を目的とせず、森林保全を目的とした伐採 (間伐) のみを行う事業は本方針の対象外。

⑨ クラスター爆弾やその他殺戮兵器の製造

(方針)

クラスター弾製造については、その非人道性を踏まえ、「与信の基本理念に反する先」として、製造企業宛ての与信を禁止しております。また、人道上の観点からその他の殺戮兵器製造にも融資金が用いられないことを確認します。

(5) 社内研修

SMBCグループは、環境・社会リスクに対する認識の社内浸透や、環境・社会に影響を与える可能性が高いセクター・事業に対する方針、デューデリジェンスのフロー、環境社会リスク評価手続きなどの理解を目的として、各営業店・審査部向けの勉強会を定期的を実施します。

(6) ステークホルダーエンゲージメント

SMBCグループは、環境・社会リスクの管理に際し、お客さまのほか、投資家や環境NGO、地域コミュニティや国際的イニシアティブなど、様々なステークホルダーとのエンゲージメントを実施します。エンゲージメントによって得られたステークホルダーの意見を基に、リスク管理の運用体制や、リスク管理に係る方針を断続的に高度化し、実効性を高めてまいります。

3. サプライチェーンにおけるサステナビリティ

SMBC グループは、サプライチェーン全体で、環境・社会に配慮した責任ある調達活動を推進するため、「持続可能な調達方針」を策定しています。この方針は、「国連グローバルコンパクト」における 10 原則、「OECD 多国籍企業行動指針」「ビジネスと人権に関する指導原則」などの国際原則を踏まえたものです。

この方針に基づき、SMBC グループの調達活動は、関係法令を遵守し、自由な競争に基づく公正・公平かつ透明な手続きによって行われます。

[持続可能な調達方針](#)